|  |  |
| --- | --- |
| 基本指針の目標 | 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 計画（Ｐ）→実施（Ｄ） | 目標値実績値 | * 【令和５年度末までの目標】

令和5年度末までに、各市町村または各圏域に少なくとも一つ整備し、年１回以上運用状況を検証・検討【目標達成に向けた考え方等】　市町村が地域生活支援拠点等の整備を進める上での課題を整理し、目標の達成に向けて、市町村の整備が促進されるよう支援していく。　また、市町村が円滑に運用状況を検証・検討できるよう情報集約と共有を行う。【実績の推移】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実績 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 地域生活支援拠点等の整備 | ３７ | ● | ● |
| 年1回以上運用状況を検証・検討している拠点数 | ２２ | ● | ● |

 |
| 評価（Ｃ） | 改善（Ａ） |
| 【目標等を踏まえた評価（令和３年度）】●計画の達成状況　整備：37市町村　未整備：6市町村検証・検討：22市町村●状況分析【課題】**・**未整備の市町村のうち、令和４年度中に整備予定となっている市町村もあるが、具体的な目途が立っていない市町村もあり、引き続き働きかけが必要。・また、整備済市町村について、各機能の検証・検討を行うとともに、地域生活支援拠点等が機動的に機能するためには事業所間の連携が不可欠であることから参画に向けたアプローチを進めることが必要。・利用者である府民に対しては、「困ったときに支援を受けられる機能であること」をＰＲし、登録を促すことが重要。・重度障がい者が安心安全に地域で生活できるよう、拠点機能を担う事業所の支援力強化が必要。【評価できる点】・地域資源が不足している中、拠点機能を強化し、緊急時の受入れや事業者間連携の課題を解決するため、独自の取組みを行っている市町村がある。・市町村意見交換会でこれら好事例を共有し、グループワークを通して担当者同士が顔の見える関係をつくり、各々が良い点を取り入れることができる環境整備が図られてきた。 | 【令和４年度における取組み等】・未整備となっている市町村については、課題等のヒアリングを行い、他市町村の取組み事例の情報提供等、引き続き必要な支援を行っていく。・また整備済市町村を訪問し現場担当者からヒアリングを行い、検証・検討の状況の聞き取りを行うとともに、検証・検討の手引きが国から示されたため、情報共有を行った。・機能強化に向けた事業所間連携や緊急時受入などの課題への対応事例、検証・検討の実施状況等を意見交換会にて共有した。・府民が市町村の地域生活支援拠点等の情報にアクセスできるよう、市町村の担当窓口を府ホームページで公開する。・人材育成や支援スキルの蓄積等により、重度知的障がい者で行動障がいなどの状態を示す方を支援できるグループホーム等を増やすため、令和２年度から実施している支援手法やノウハウの取得を図る事業（重度知的障がい者地域生活支援体制整備事業）を継続する。・緊急時に備えた居室の空床確保など、市町村の実態に応じて必要な機能の強化・充実を行うことができるよう、引き続き、国に対して、地域生活支援拠点等の整備・運営に特化した財政措置を要望する。 |